

地域生活支援拠点等事業所に係る松阪市の独自報酬について



介護者が急病^{※1}などの理由により、障がい者の介護を行うことができなくなる『緊急時』に『地域生活支援拠点等事業所』に登録した事業所が、緊急時の支援を行ったとき、介護給付費等の報酬に加えて、算定ができる松阪市独自の報酬を創設します。

※1 介護者が急病 … 救急搬送や入院を伴う病気や事故をさします。(歯医者など短時間で治療が終わるものは除きます。)

* 相談支援事業所向け *

夜間または休日 ^{※2} に、居宅介護や短期入所などの支援につなげた場合の報酬	1回 5,000円
--	-----------

※2 夜間 … 午後5時から翌日の午前9時までの時間帯
休日 … 土・日・祝日

* 障害福祉サービス事業所向け *

障がい者の一時的な見守りまたは短期入所などの事業所までの移送	1回 10,000円
8時間を超える見守り ※ 市などから緊急時の連絡を受けた後、12時間以内に支援体制を整えた場合。 ※ 8時間を超える見守りに加えて、短期入所などの事業所まで移送を行った場合は、10,000円を加算する。	1回 30,000円

* 短期入所等事業所向け *

人員を配置した居室への受け入れ（宿泊を伴う場合） ※ 市などから緊急時の連絡を受けた後、12時間以内に支援体制を整えた場合	1回 30,000円
--	------------



「相談支援事業所向け」夜間または休日に居宅介護や短期入所などの支援につなげた場合の報酬に関すること

Q1. 「相談支援を行う事業所」が「相談支援を行う事業所」へ調整の協力を求めた場合、2 事業所分（5,000 円×2）の報酬算定は可能ですか？

A1. 相談支援を行う事業所が協力して居宅介護や短期入所の支援につなげた場合は、基本的に「実際に受け入れ先事業所につなげた」事業所のみ、報酬を算定することになります。

Q2. 緊急時の短期入所等受入先事業所が、1 日しか支援をすることができない場合であって、次の受入先との調整等を行い、支援につなげた場合の報酬は何回分算定できますか？

A2. 夜間または休日に別の短期入所事業所等、受入先につなげた場合は報酬の対象となります。（緊急時の発生から2日目まで（発生時点が夜間の場合は3日目まで）に限る。1日1回分のみ。）

「障害福祉サービス事業所向け」障がい者の一時的な見守りや短期入所などの事業所までの移送、または8時間を超える見守り（12時間以内に支援体制を整えた場合）を行った場合の報酬に関すること

Q3. 介護者の急病等の『緊急時』とは具体的にどんな場合ですか？

A3. 介護者が緊急搬送や入院を伴う病気や事故により、緊急的に介護ができなくなる場合をさします。歯医者や風邪などが原因での日帰り受診は対象となりません。

Q4. ガソリン代や水道光熱費は別で支給されますか？

A4. ガソリン代や水道光熱費については支給されません。利用者の実費となります。

Q5. 複数の事業所で合わせて8時間を超える見守りを行った場合の算定方法は？

A5. それぞれの事業所が8時間以下の支援とみなされるため、事業所にお支払いする報酬単価は、それぞれ10,000円ずつとなります。※1

Q6. 見守りが8時間以下であるが長時間に及ぶ場合の報酬の算定方法は？

A6. 見守り開始時に、8時間を超えるような長時間の見守りが必要と判断される場合であって、8時間を超える支援を見通して人員等を配置し、見守りを開始した場合は、次の支援先が見つかった等の理由で8時間以下の支援となったときは、8時間を超える見守りとみなします。ただし、結果的に6時間以下の見守りとなった場合はこの限りではありません。※1

「短期入所等事業所向け」人員を配置した居室への受け入れ（12時間以内に支援体制を整えた場合）を行った場合の報酬に関すること

Q7. 初回に受け入れを行った短期入所事業所での支援が1日しかできない場合であって、別の受入先が見つかった場合に、2か所目の短期入所事業所は報酬の算定が可能となるのか。

A7. 市などから連絡を受けた後、12時間以内に支援体制を整えた場合であって、人員を配置した居室への受け入れが可能となる場合は支払いの対象となります。※1

ただし、初回に受け入れを行う短期入所事業所は、次の受入先への調整等について、相談支援事業所等と協力して行ってください。

※1 緊急時の発生から2日目まで（発生時点が夜間の場合は3日目まで）に限る。1事業所につき報酬算定は1回まで。